

熊本市体育施設条例及び熊本市農業構造改善施設等設置条例の一部改正  
について

熊本市体育施設条例及び熊本市農業構造改善施設等設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市体育施設条例及び熊本市農業構造改善施設等設置条例の一部を改正する  
条例

(熊本市体育施設条例の一部改正)

第1条 熊本市体育施設条例(昭和60年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

明德体育館	熊本市北区明德町978番地
-------	---------------

」

を

「

明德体育館	熊本市北区明德町978番地1
明德グラウンド	熊本市北区小糸山町318番地1

」

に改める。

別表グラウンドの項体育施設名の欄中

「南部総合スポーツセンター  
河内グラウンド」を「南部総合スポーツセンター  
明德グラウンド  
河内グラウンド」に改め、同項使用料の欄中

「南部総合スポーツセンター」を「南部総合スポーツセンター  
明德グラウンド」に、

富合屋外運動場	全面の点灯	1時間につき	900円
---------	-------	--------	------

を

富合屋外運動場 明德グラウンド	全面の点灯	1時間につき	900円
--------------------	-------	--------	------

に改める。

(熊本市農業構造改善施設等設置条例の一部改正)

第2条 熊本市農業構造改善施設等設置条例(平成2年条例第88号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表北部農村運動広場の項を削る。

別表中「別表」を「別表(第7条関係)」に改め、同表北部農村運動広場の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に第2条による改正前の熊本市農業構造改善施設等設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為(北部農村運動広場に係るものに限る。)は、第1条の規定による改正後の熊本市体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(提出理由)

北部農村運動広場について農業構造改善施設としての供用を廃止するとともに、これを体育施設として供用するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。